

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示		ページ
○高知県議会定例会の招集	(政策企画課)	1
○保安林の指定予定の通知(4件)	(治山林道課)	1
○保安林の指定の予定	( " )	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	2
○道路の区域変更	(道路課)	2
公 告		
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	2
○漁港漁場整備法による所有者不明の工 作物等の措置(3件)	(漁港漁場課)	2
高知県教育委員会規則		
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設 置に関する規則の一部を改正する規則		3
高知県選挙管理委員会告示		
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関 し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数 の50分の1の数	(9・4揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす る場合の選挙権を有する者の必要な数	( " )	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区に おける選挙権を有する者の総数の3分の1の数	( " )	3
○政治団体設立の届出		3
入札公告		
○一般競争入札(高知県本庁舎等耐震改 修主体工事)の公告	(建設管理課) (9・7揭示)	4
○一般競争入札(透過型電子顕微鏡の購 入)の公告	(総務事務セ ンター) (9・8揭示)	5

## 告 示

### 高知県告示第585号

高知県議会定例会を、平成21年9月25日に高知県議会議事堂に招集する。

平成21年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県告示第586号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
土佐市新居字大谷口4866の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大谷口4866の1(次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木  
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関  
係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備  
え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第587号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
四万十市西土佐岩間字近谷山493の1、493の25
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木  
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおり  
とする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興  
・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供す  
る。)

### 高知県告示第588号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨  
の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の  
規定により告示する。

平成21年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡本山町上関字アリノ谷甲2632・字コホヲ谷甲3041の1  
・甲3041のロ・甲3042・甲3043・甲3048のロ・甲3052の1・甲  
3052のロ・甲3054・甲3055・甲3056(以上11筆について次の図  
に示す部分に限る。)、字コホヲ谷甲3040、甲3044の1、甲  
3044のロ、甲3045、甲3047の1、甲3047のロ、甲3048の1、甲  
3049、甲3050、甲3051、甲3057、字アシタニ甲2719の1
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木  
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関  
係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び本山町役場に備  
え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第589号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨  
の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の  
規定により告示する。

平成21年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町大森字中山170の2、字笹谷180の4、203、304  
(次の図に示す部分に限る。)、字南川226、226の1、字東ノ  
藪244の1、244の2、244の4、244の5
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び市の町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第590号**

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成21年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
幡多郡黒潮町市野瀬字タカサデ山1018の4
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第591号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 吾川郡いの町寺野(下)
- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番

1	吾川郡いの町上八川上分字下ゴヤシ	806
2	” ” ” ”	8265
3	” ” ” ”	8266
4	” ” ” 字立道	8270-3
5	” ” ” 字下ゴヤシ	835
6	” ” ” ”	820-1

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

**高知県告示第592号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年9月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町北川字堀田8046番から 高岡郡津野町北川字堀田8073番まで	前	4.2	246
		7.8	
高岡郡津野町北川字堀田8051番から 高岡郡津野町北川字堀田8060番まで	A	4.6	137
		7.2	
高岡郡津野町北川字堀田8046番から 高岡郡津野町北川字堀田8073番まで	B	5.1	178
		42.3	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、河内生見土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出届があった。

平成21年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	山本 作實	安芸郡東洋町河内	1098-1
”	手島 淳	” ” ”	1024
”	川嶋 正博	” ” ”	68
”	松井 弘	” ” 生見	155
”	生田 昌	” ” ”	72-4
”	小池 隆幸	” ” 河内	139
”	西内 政男	” ” ”	141-1
”	松本 昇一	” ” 野根丙	447-3
”	堀川 靖夫	” ” ”	1226-8
監事	高島 正裕	” ” 河内	308-1
”	杉本 博史	” ” ”	1047
”	黒岩 米三	” ” 生見	108
(就任)	理事	松村 博文	安芸郡東洋町河内 209-2
”	”	西内 哲夫	” ” ” 995
”	”	奥内真佐子	” ” ” 772
”	”	田中 隆一	” ” ” 203-1
”	”	伊達 紀子	” ” ” 284
”	”	松本 了	” ” 生見 78
”	”	森本 幸大	” ” ” 142
”	”	松本 昇一	” ” 野根丙 447-3
”	”	堀川 靖夫	” ” ” 1226-8
監事	辻 和夫	” ” 河内	98
”	手島 千郷	” ” ”	323-1
”	生松 雅子	” ” 生見	109-3

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成21年9月18日

安芸漁港漁港管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

- (1) 安芸市津久茂町 安芸漁港西堤裏岸壁  
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
- (2) 安芸市津久茂町 安芸漁港東堤裏岸壁  
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
- 2 所有者の行うべき措置  
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に安芸漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置  
安芸漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。



漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。  
平成21年9月18日

三津漁港漁港管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
室戸市三津 三津漁港物揚場  
FRP船2隻(船名及び船舶番号不明)
- 2 所有者の行うべき措置  
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に三津漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置  
三津漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。



漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。  
平成21年9月18日

野根漁港漁港管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
  - (1) 安芸郡東洋町野根 野根漁港漁具保管修理施設用地  
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
  - (2) 安芸郡東洋町野根 野根漁港漁船保管施設用地  
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
  - (3) 安芸郡東洋町野根 野根漁港臨港道路

- FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
- 2 所有者の行うべき措置  
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に野根漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置  
野根漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年9月18日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

**高知県教育委員会規則第18号**  
**高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(昭和48年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
本則の表高知県立窪川高等学校の項を次のように改める。

高知県立窪川高等学校	本校	全日制の課程	普通科
------------	----	--------	-----

**附 則**  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立窪川高等学校の定時制の課程(以下この項において「定時制の課程」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成25年3月31日に定時制の課程に在学する者が定時制の課程に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第69号**  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50

分の1の数は、12,889人である。  
平成21年9月4日(揭示済)  
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

**高知県選挙管理委員会告示第70号**  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、174,070人である。  
平成21年9月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
**高知県選挙管理委員会告示第71号**  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。  
平成21年9月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知市選挙区	88,277人
室戸市、東洋町選挙区	5,891人
安芸市、芸西村選挙区	6,807人
南国市選挙区	13,433人
土佐市選挙区	8,242人
須崎市選挙区	6,984人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,677人
土佐清水市選挙区	4,798人
四万十市選挙区	9,947人
香南市選挙区	9,157人
香美市選挙区	8,144人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,596人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,197人
吾川郡選挙区	14,130人
高岡郡選挙区	18,744人
黒潮町選挙区	3,784人

**高知県選挙管理委員会告示第72号**  
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。  
平成21年9月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)



名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
矢野よしひと後援会	畠中 拓	貞岡 喜彦	香南市香我美町岸本476-1	平21・8・11
有澤明男後援会	野口 澄	有澤 早恵	高岡郡中土佐町久礼5189	平21・8・26

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年9月7日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 建設工事の名称及び数量

高知県本庁舎等耐震改修主体工事 一式

(2) 建設工事の特質等

入札説明書による。

(3) 完成期限

平成24年3月20日(火)

(4) 工事場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決

定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定に基づく営業停止命令の処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者でない者及び高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)又は指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部建設管理課契約担当

電話番号088-823-9813

ファクシミリ番号088-823-9263

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成21年9月7日(月)から同月25日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成21年9月7日午後2時から同月25日午後5時30分までの間に高知県土木部建設管理課ホームページ([http://www.pref.kochi.lg.jp/life/list.php?ctg01\\_id=55&sort=3](http://www.pref.kochi.lg.jp/life/list.php?ctg01_id=55&sort=3))で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成21年10月27日(火)午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成21年10月26日(月)午後5時30分までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎地下第3・4会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を3の(1)の交付場所に平成21年9月25日午後5時30分までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格(事後公表とする。)の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札決定を行う施工体制確認型総合評価方式(標準型)により落札者を決定する。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

入札説明書による。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Details of tender: Seismic strengthening works on the Prefectural Government buildings

- (2) Deadline for tender (by mail) : 5:30 P.M. on Monday 26 October 2009  
 (3) Deadline for tender (by hand) : 1:30 P.M. on Tuesday 27 October 2009  
 (4) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
 Tel: 088-823-9813 Fax: 088-823-9263

~~~~~  
 政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年9月8日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
 透過型電子顕微鏡 一式

- (2) 購入物品の特質等  
 入札説明書及び要求仕様書による。

- (3) 納入期限  
 平成22年3月26日(金)

- (4) 納入場所  
 高知県高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎3階 高知県衛生研究所電子顕微鏡室

- (5) 入札方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (2) 高知県における「平成21~23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。  
 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であ

ること。

- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たす者であること。

#### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 郵便番号780-8570  
 高知市丸ノ内一丁目2-20  
 高知県会計管理局総務事務センター  
 電話番号088-823-9788

#### (2) 入札説明書の交付方法

平成21年9月9日(水)から同年10月8日(木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

#### (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時  
 平成21年10月30日(金)午前11時30分  
 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成21年10月29日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

#### イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎2階会計管理局作業室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (2) 入札保証金及び契約保証金  
 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。  
 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を3の(1)の交付場所に平成21年10月9日(金)午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
 (4) 入札の無効  
 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### (5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無  
 無

- (7) 契約書作成の要否  
 要

#### (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成21年10月9日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口  
 3の(1)と同じ。

- (10) 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Details of items to be purchased: Transmission electron microscope 1 set  
 (2) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on Thursday 29 October 2009  
 (3) Deadline for tender (by hand) : 11:30 A.M. on Friday 30 October 2009  
 (4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
 Tel: 088-823-9788